

制度の名称	被災ごみの処理手数料の減免
支援の種類	減免
支援の内容	<p>●強風等で被災された家庭で生じたごみを、被災者自らまたは許可業者に依頼して処理場に搬入される場合の処理手数料を減免します。</p> <p>※事前に施設管理課での申請が必要です。</p> <p>※店舗兼住宅では住宅部分のみ、賃貸住宅では家財のみが対象となります。</p> <p>※事業系のごみや産業廃棄物は対象となりません。</p>
対象となる方	被災された方
備考	罹災証明または被災届出証明書（どちらとも写しでも可）が必要となります。
問合せ先	施設管理課 ☎55-5272
搬入先	<p>エコクリーン松江 鹿島町上講武1699-1 ☎80-9625</p> <p>受付時間 平日及び第2日曜日 午前9時から午後4時まで</p>